

一般建設業許可

建築一式工事(1500万円以上)

他の業種(500万円以上)

経理的基礎

① 直前決算で自己資本500万円以上	確定申告書で確認
② 預金残高証明書あるいは融資証明書(500万円以上)	発行日は申請の2週間以内

経営管理責任者 ※許可業者の押印必須

提出資料

① 許可を希望する業種で5年以上、会社常勤取締役(建設業許可のない会社)・個人事業主としての経験をしている	<p><個人事業主>①~③のいずれか</p> <p>① 許可希望業種が確認できる確定申告書を5年分</p> <p>② 許可希望業種が確認できない確定申告書、あるいは所得証明書なら、年1件の許可希望業種の工事実績を「契約書」、「注文書+請書」、「注文書+発注証明書」、「請求書+発注証明書」のいずれかのパターンで証明する。</p> <p>③ 確定申告書を用意できない期は、該当期間について②同様に各パターンで証明する。ただし1ヶ月単位で証明しなければならない。</p> <p><会社常勤取締役>④、⑤のいずれか</p> <p>④ 常勤取締役であった期間に、会社目的に建設業が含まれていれば、上記②同様に各パターンで証明する。</p> <p>⑤ 会社目的に建設業が含まれていなければ、該当期間について②同様に各パターンで証明する。ただし1ヶ月単位で証明しなければならない。</p>
② 許可を希望する業種で5年以上、会社常勤取締役(建設業許可のある会社)としての経験	証明者の印、証明者の許可申請書副本
③ 許可を希望する業種で7年以上、会社支店長(建設業許可のある会社)としての経験	証明者の印、許可申請書副本(令第3条による使用人に氏名があること) ※実際には証明困難
④ 許可希望業種以外の業種で7年以上、会社常勤取締役(建設業許可のない会社)・個人事業主としての経験をしている	<p><個人事業主>①~③のいずれか</p> <p>① 建設業従事が確認できる確定申告書を7年分</p> <p>② 建設業従事が確認できない確定申告書、所得証明書なら、年1件の工事実績を「契約書」、「注文書+請書」、「注文書+発注証明書」、「請求書+発注証明書」のいずれかのパターンで証明する。</p> <p>③ 確定申告書を用意できない期は、該当期間について②同様に各パターンで証明する。ただし1ヶ月単位で証明しなければならない。</p> <p><会社常勤取締役>④、⑤のいずれか</p> <p>④ 常勤取締役であった期間に、会社目的に建設業が含まれていれば、上記②同様に各パターンで証明する。</p> <p>⑤ 会社目的に建設業が含まれていなければ、該当期間について②同様に各パターンで証明する。ただし1ヶ月単位で証明しなければならない。</p>
② 許可希望業種以外の業種で7年以上、会社常勤取締役(建設業許可のある会社)としての経験	証明者の印、証明者の許可申請書副本

専任技術者 ※使用者の押印が必須

① 高校・大学で手引き18ページの所定学科を卒業している	卒業証明書
② 手引き19ページの所定の資格を持っている	資格証明書
③ 1業種当たり10年の実務経験がある(会社勤務の場合)	使用者(許可不要)の印のみ。2業種なら20年。
④ 1業種当たり10年の実務経験がある(自営の場合)	証明者(許可業者)の印のみ。2業種なら20年。
⑤ 1業種当たり10年の実務経験がある(勤務していた会社が倒産の場合)	証明者(許可業者)の印のみ

常勤性 ※決算未到来の法人は②+申立書も可

経営管理責任者・専任技術者が常勤であること	①健康保険被保険者証
	②国民健康保険被保険者証(写し)+下記のどれか
	1 雇用保険被保険者証(写し)
	2 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
	3 住民税特別徴収額決定通知書(特別徴収)
	4 厚生年金標準報酬額等決定通知書
	5 確定申告書(表紙と役員報酬)+所得証明書
	6 源泉徴収票+所得証明書